

平成26年度「広域的地域間共助（地域資源を相互補完した広域連携）の推進事業」 調査募集要領

平成26年4月1日
国土交通省国土政策局

1. 趣旨

東日本大震災において、地域活性化や地域振興を目的とした遠隔地との連携が被災地の支援活動に発展するなど、平時に構築した連携の枠組みが有事の助け合いにおいて効果的に機能を発揮した事例が見られました。

このような取組を有効に機能させるためには、常日頃から連携する地域同士が「顔の見える関係」づくりを継続的に進め、いざという時の手厚い支援に繋げるために、行政関係者のみならず、地域住民や企業、NPOなど幅広い関係者を巻き込み、多様な主体が重層的な連携体制を構築することが必要であり、平成25年度に先進的な取組を対象とした「広域的地域間共助推進事業」による調査を実施しました。平成25年度「広域的地域間共助推進事業」においては、立ち上げ段階における課題の抽出と分析を主に行い、ノウハウ等を得たところですが、本年度調査においては、実施段階における具体的な取組を対象とした調査を行います。

実施段階では、取組の「継続性」や「発展性」に着目し、課題抽出と分析、効果的な連携のあり方や推進方策等について検討し、得られた知見・ノウハウを広く展開することにより、取組の普及推進を図ります。

2. 募集要領

(1) 対象とする事業内容

「広域的地域間共助」の推進に参考となる(2)応募主体に示す要件を満たした「協議会」(以下、「実施主体」)が実施する事業内容は、次に掲げるものを想定します。

- ① 実施主体が地域活性化および大規模・広域災害への備えの両方に資する活動計画に基づき、具体的取組を実施する。
- ② ①の取組を進める上で生じた課題の抽出と分析、および効果的な連携のあり方や推進に向けた検討を行う。

(2) 応募主体

以下の要件を満たした「協議会」であることが条件です。

- ① 地域資源を相互補完した広域連携を構築するため、「協議会」は、2つ以上の地方公共団体^{※1}および1つ以上の民間団体（民間企業、NPO等）等多様な主体で構成されていること。
- ② 「協議会」は応募締切時点までに設立済みであり、活動実績があること。
- ③ 下記について、明確に定款その他の「協議会」構成員間の取り決めにて定められていること^{※2}。
- ・ 代表者その他の構成員の名簿
 - ・ 組織としての意思決定の方法
 - ・ 事務処理及び会計処理の方法
- ④ 構成員となっている民間団体が下記の欠格要件を満たしていないこと。
- ・ その代表者^{※3}が、成年被後見人又は被保佐人である。
 - ・ その代表者^{※3}が、破産者で復権を得ていない者である。
 - ・ その代表者^{※3}が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である。
 - ・ その代表者^{※3}が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。
 - ・ その代表者^{※3}が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者である。
 - ・ その代表者^{※3}及び従業員が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者である。

※1 原則、都道府県境を越える地方公共団体の組合せであること。

※2 代表する主体が民間団体等である場合、適切に会計処理が行われる団体であるか（会計規則等）を示す必要があります。

※3 代表者とは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者を言います。

(3) 対象となる事業経費

① 本事業の契約は、予算総額 1,800 万円の範囲内において、1 事業あたり 100 万円～500 万円程度を想定しています。

※ 事業内容に応じて、上限額を調整させて頂く場合があります。

※ 選定後、総額予算の範囲内で事業実施内容を調整させて頂く場合があります。

② 本事業において対象とする経費は、人件費（地方公共団体職員の人件費を除く。）、会場借上費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、物品のリース料、旅費（地方公共団体職員の旅費を除く。）、謝金等とします。また、事業実施内容に応じた具体的な想定例は、以下を想定しています。

(例)

具体的な取組

・活動計画に基づく具体的な取組の実施（有識者謝金、活動周知のための広報、活動実施に必要な消耗品の購入、物品のリース・運搬・燃料等に要する経費、住民交流のための会場借上費等）

※ 本事業は、原則として協議会を構成する主体が自ら行うこととします。協議会を構成する主体以外の者に当該事業の一部（事業の主たる部分である場合を除く）を委託（以下、「再委託」）することも可能ですが、この場合あらかじめ、当該事業とは別に国土交通省から委託された者（以下、「事務局」）の承諾を得る必要があります。金額にして本事業費の 1/3 を越えて再委託することは原則認めません。また、事業の主たる部分を再委託することはできません。

③ 以下のような経費は措置の対象とはなりません。

・国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている、または支給された取組に関する経費
・恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得費等調査の範囲に含まれない経費

- ・地方公共団体職員の人件費
- ・営利のみを目的とした活動とみなせるものに関する経費
- ・一過性、単発でのイベント等の実施に関する経費
- ・活動の主たる部分を採択主体以外の者に委託する場合の経費

(4) 実施期間

平成27年3月13日（金）までに終了することとします。

(5) 取組の成果

- ・報告書は、国土交通省のホームページ等で公開します。
- ・国土交通省は、事業の実施内容を広く周知するとともに、コンテンツを広く利活用可能な形で整理します。
- ・事業の活動報告会（公開）の開催を予定しています。

3. 応募について

(1) 提出書類

応募の際は、下記様式に事業の実施内容等が分かるよう、具体的かつ簡潔、明瞭に記入の上、ご提出下さい。

なお、ファイル形式の変更等はしないようにして下さい。

- ① 様式1：応募用紙
- ② 様式2：参考見積書（概算）
- ③ 協議会設置済みと確認できる書類（様式自由）

※確認のために追加で資料提出をお願いする場合がございます。

(2) 応募期間

平成26年4月1日（火）～平成26年5月15日（木）17：00まで

(3) 提出方法及び問い合わせ先

提出書類は電子データをメール送信にて提出願います。メール送信後、必ず電話にてデータが届いているかの確認をお願いします。

【提出先、確認先及び問い合わせ先】

国土交通省国土政策局広域地方政策課広域制度企画室 松田・古賀

TEL：（代表）03-5253-8111（内線）29-912、29-921

Mail：koga-t2r9@mlit.go.jp

- ※ 提出書類が応募期間の締切日までに届いていない場合は、選定の対象となりませんので、ご注意ください。
- ※ 締切日以降の提出書類の修正・差替は原則として受け付けませんので、ご注意ください。
- ※ 応募書類等は返却いたしませんので、ご注意ください。

4. 事業の選定について

(1) 選定方法

外部の有識者からなる「多様な主体による協働・広域連携推進会議」（以下、「推進会議」）の意見を踏まえ、(2)に示す「選定基準」に従って、応募締切までに応募のあった実施主体の中から、地域資源を相互補完した広域連携を推進する上で参考となると認められる事業を行う実施主体を選定します。

(2) 選定基準

実施主体の選定にあたっては、以下の観点から、総合的に評価を行います。

○形式審査（必ず満たす必要がある項目）

- ①応募主体が、2. 募集要領（2）応募主体に掲げる実施主体であること。
- ②応募事業が、2. 募集要領（1）事業内容に掲げる事業であること。

○内容審査（それぞれの項目について、優れたものに加点を行う。）

①取組の適合性

取組が各地域での助け合いにつながるものになっているかなど、取組内容が本事業の趣旨に合致していること。

②取組の的確性

地域の特性、課題などを的確に把握し、それを踏まえたテーマ性のある取組内容となっていること。

③取組の有効性

各地域・各主体の連携内容がそれぞれの持つ資源、ノウハウ、マンパワーなどを活用した具体的なものであり、取組による効果が十分見込まれること。

④取組の先進性

取組内容が先進的な取組であり、他の地域での取組の参考となるものであ

ること。

⑤取組の実現可能性

取組にあたって、過去の類似した連携の取組状況などを踏まえ、着実に事業を実施できる可能性があること。

⑥取組の持続可能性

取組内容が一過性のものではなく、少なくとも5年以上の長期的な将来を見据え、人的・物的・資金的な面から本事業終了後も地域が主体的に取り組めるものとなっていること。

⑦取組の分野の多様性

地域活性化のための平時の交流と災害時の協力関係構築を同時に進めていく上で、平時の交流が多岐にわたる分野で取り組まれ、分野横断・複合的な取組により効果が望まれることとなっていること。

⑧将来像

実施主体が地域の課題解決に向け取り組むことによりもたらされる具体的な将来展望（ビジョン）を持ち、それが明確であること。

※ 取組内容の分野等の考慮

選定する取組内容が特定の分野等に集中しないよう、採択案件の決定にあたっては、必要な調整を行う場合があります。

※ 選定にあたり、応募内容についてヒアリングを実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

5. 採択結果の通知

採択の結果は、4. 事業の選定について（1）選定方法で示した会議の審議結果を踏まえた後、5月末～6月初旬頃、文書にて通知いたします。

6. 選定後の事業実施について

- ・選定された実施主体は、事務局と調整を行い、事業を実施します。
- ・選定された実施主体は、契約内容、及び選定内容に従って、地域資源を相互補完した広域連携に取り組み、事業の実施状況、経費の整理、取組の効果等を、事務局に報告するものとします。